

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

## 八丈町分別収集計画

(第10期 令和5～9年度)

令和4年6月

東京都八丈町

# 八丈町分別収集計画

令和4年6月

## 1. 計画策定の意義

本町は、東京から太平洋を南下すること287km、伊豆七島南端の周囲58.91キロメートルの緑豊かな島です。

八丈町は約7,000人が居住し、『わたくしたち八丈町民は、郷土を愛し、環境をととのえ、みどり豊かな町をつくりましょう。』と、町民憲章でうたい、環境の保全を重視した快適な町づくりを進めている中で、行政上ごみ処理問題は重要なことの一つとなっている。

島しょ地区は、少量の排出量により地域内再生工業は育ちにくいほか、リサイクルを行うには本土への海路輸送のコストが余計にかかり、その費用を転嫁すると住民生活に多大な影響を及ぼしてしまう困難な立地条件となっている。

一方で、わずかな面積の島であるが故に、最終処分場が有限であることが明白であり、早急な減量化を推し進めることが必要である。

今後は、島しょ特有の阻害要因に対応した本計画の円滑な推進により、再生資源の十分な利用を図り、廃棄物循環型社会の実現を目指すものである。

## 2. 基本的方向

- (1) 廃棄物に関して、関係者が一体となった快適な島づくりを図る。
- (2) 埋め立て処分を極力抑えた延命化・資源化処理の実施、啓発、PRをしていく。
- (3) 島民、事業者参加型の取組を展開していく。
- (4) 容器包装廃棄物以外の資源化のレベルアップを図る。
- (5) 焼却施設の有効利用及びコストダウンを図っていく。

## 3. 計画期間

本町の分別収集計画の期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、この計画は3年ごとに見直す。

## 4. 分別収集対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、段ボール、ペットボトル、白色発泡スチロールトレイ類を対象とする。また、ガラスびん、プラスチック等は条件が整い次第対象に加える。

## 5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物	406 t	404 t	402 t	400 t	398 t

## 6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策を下記のとおり実施する。実施に当たっては町民、事業者、行政が一体となり、それぞれの役割を分担し、相互に協力、連携を図る。

容器包装廃棄物の分別収集の実施にあたり、排出量の推移を的確にとらえ町民をはじめ、事業者の分別収集に関する意識の高揚を図る。

### (1) 教育、啓発運動の徹底

#### ①学習の場の提供

社会科学見学(焼却施設見学)等にて、ごみの適切な出し方、処理の実態を学習させ、法律の普及に関する啓発運動を進める。

## ②その他のPR活動

- ・ごみ処理問題協議会委員の口こみPR
- ・ポスターの募集、審査、印刷、掲示
- ・チラシの印刷、配布(全戸配布)
- ・広報による法律の主旨、排出の抑制等の記事掲載(全戸配布)
- ・防災無線の活用

## (2) 排出抑制と再資源化の実施

抑制策の決め手として、他市町村にて実施されている収集ごみの有料化、あるいは事業者の同意のもと持ち込み事業者の登録、奨励、排出抑制等実効ある抑制策の検討を行う。

マイバッグ持参の買い物など奨励できるものについては、広報や防災無線等、町の持つ機能を十分生かした活動を展開すると共に、各種団体に協力を依頼し、排出抑制・再資源化の実施を図る。

再資源化については、スチール缶、アルミ缶、ペットボトル、段ボール、白色発泡スチロールトレイ類は実施中であり、ガラスびん、プラスチック等も再資源化の視野に入れ条件が整い次第実施していく。

## (3) 公共の関与

排出ステーションの検討、見直しを必要に応じ行う。

## [排出抑制のための役割分担]

### (1) 町民の役割

- ①ライフスタイルの見直し
  - ・ごみ問題を意識した購買
  - ・物を大切に作る心掛け
  - ・不要品の有効利用
- ②ごみ減量化・リサイクルに適した商品の購入
  - ・使い捨て商品の使用の自粛
  - ・再製品の利用拡大
  - ・エコマーク商品などの利用
- ③簡易包装に対する協力
  - ・簡易な包装の商品の選択
  - ・マイバッグなどの持参

### (2) 事業者の役割

- ①流通、販売段階での簡易包装の推進
  - ・簡易包装の推進、問屋・メーカーへの協力要請
  - ・商品の包装に対する自主基準の設定
- ②リサイクル型商品や再製品の普及
  - ・減量化・リサイクルに適した商品の積極的取扱い
  - ・リサイクル型商品や再製品の積極的PR
- ③事業活動に伴うごみの減量化・再資源化の促進

### (3) 行政の役割

- ①PR活動・イベントの実施

- ・ごみ減量化・リサイクルに関するイベント
- ・ごみ問題に関するポスター
- ②環境教育
  - ・空き缶回収などの体験学習
  - ・学習の機会の提供
  - ・施設開放
- ③包装適正化の推進
  - ・簡易包装協力店の推奨
- ④ごみ監理の指導
  - ・ごみと容器包装廃棄物の区分の徹底
  - ・減量化・リサイクル推進体制の充実
- ⑤ごみの清掃手数料の見直し
- ⑥環境作り
  - ・リサイクル情報の提供
  - ・処理施設整備
- ⑦資源ごみ集団回収の促進
  - ・集団回収団体の登録
  - ・集団回収団体への助成・表彰
- ⑧クリーンデーの実施

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

本町では、分別収集するに必要な容器包装廃棄物の量が少なく、遠距離輸送に係るコスト高のため、ガラスびん、プラスチック等は収集方法に尚検討の必要がある。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として 無色のガラス製容器 ガラス製の 茶色のガラス製容器 容器 その他のガラス製容器	ガラスびん
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てるためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色発泡スチロール・トレイ（以下「白色トレイ」と表記）
	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	17.6t		17.4t		17.3t		17.1t		16.9t	
主としてアルミ製の容器	14.8t		14.6t		14.5t		14.3t		14.2t	
無色のガラス製容器	(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 17.5t		(合計) 17.2t		(合計) 17.0t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 0t	(引渡) 0t	(独自処理) 0t	(引渡) 0t	(独自処理) 17.5t	(引渡) 0t	(独自処理) 17.2t	(引渡) 0t	(独自処理) 17.0t
茶色のガラス製容器	(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 17.5t		(合計) 17.2t		(合計) 17.0t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 0t	(引渡) 0t	(独自処理) 0t	(引渡) 0t	(独自処理) 17.5t	(引渡) 0t	(独自処理) 17.2t	(引渡) 0t	(独自処理) 17.0t
その他のガラス製容器	(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 17.5t		(合計) 17.2t		(合計) 17.0t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 0t	(引渡) 0t	(独自処理) 0t	(引渡) 0t	(独自処理) 17.5t	(引渡) 0t	(独自処理) 17.2t	(引渡) 0t	(独自処理) 17.0t
主として段ボール製の容器	255.1t		253.5t		252.1t		251.4t		250.0t	
主としてポリエチレンテレフタレート (PET) 製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てるためのもの	(合計) 24.9t		(合計) 24.7t		(合計) 24.4t		(合計) 24.2t		(合計) 23.9t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 24.9t	(引渡) 0t	(独自処理) 24.7t	(引渡) 0t	(独自処理) 24.4t	(引渡) 0t	(独自処理) 24.2t	(引渡) 0t	(独自処理) 23.9t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 4.0t		(合計) 5.0t		(合計) 58.7t		(合計) 58.1t		(合計) 58.4t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 4.0t	(引渡) 0t	(独自処理) 5.0t	(引渡) 0t	(独自処理) 58.7t	(引渡) 0t	(独自処理) 58.1t	(引渡) 0t	(独自処理) 58.4t
(うち白色トレイ)	(合計) 4.0t		(合計) 5.0t		(合計) 6.0t		(合計) 6.0t		(合計) 7.0t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 4.0t	(引渡) 0t	(独自処理) 5.0t	(引渡) 0t	(独自処理) 6.0t	(引渡) 0t	(独自処理) 6.0t	(引渡) 0t	(独自処理) 7.0t

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

本町の人口変動率は、「八丈町人口ビジョン 八丈町まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和3年4月）」において設定されている将来人口目標値を使用した。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
7,014人 (対前年度比) 99.71%	6,922人 (対前年度比) 98.69%	6,830人 (対前年度比) 98.67%	6,745人 (対前年度比) 98.76%	6,661人 (対前年度比) 98.74%

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

また、障害者訓練所「ちょんこめ作業所」が行う収集活動への協力を今後も進める。

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

当面は、八丈町クリーンセンターにおいて、飲料缶は選別・圧縮・保管、発泡スチロール

トレイ類は減容成形し保管する。ペットボトルは八丈町南原処理場で圧縮・保管する。段ボールは株式会社八丈建機サービスで圧縮・保管する。

現在、令和6年度に新クリーンセンターの運用開始を予定しているが、ガラスびん及びプラスチック製容器包装の分別収集を見据え、令和7年度を目途にリサイクル施設を新設する。

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第7号)

町民や事業者の意見・要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を効率よく、さらに円滑に実施するため、ごみ処理問題協議会にて検討を重ね推進する。また、地域に密着した各種団体と協同でリサイクル活動を進める。